

## 鳥取都市計画地区計画の変更（鳥取市決定）

都市計画宮谷地区地区計画を次のように決定する。

名 称		宮谷地区地区計画		
位 置		鳥取市野坂字西石丸田、字海老川、宮谷字鰻川、字今市及び字瓢箪久保		
面 積		約3.3ha		
地区計画の目標		<p>本地区は、JR西日本鳥取駅の南西約4kmの市街化調整区域内に位置する田園地帯であり、農地・集落を保全すべき地域である。</p> <p>遊休地の荒廃の抑制及び周辺農地の環境を保全するため地区計画を策定し、開発行為、建築行為を都市計画上適切に規制誘導し、良好な農地環境の維持を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	荒廃の抑制及び隣接する農地の環境を保全するため、周辺農地に悪影響を及ぼさないような土地利用を図る。		
	地区施設の整備方針	<p>(道路)</p> <p>市道本高野坂立見線から区域内を結び、区域内には自動車転回広場を配置し整備する。</p> <p>(緑地)</p> <p>緑地・広場を適正に配置し整備する。</p>		
	建築物等の整備方針	周辺の農地環境を保全するため、建築物等の用途、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限及び敷地面積の最低限度を定めるとともに、形態・意匠等に留意して整備を行う。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	W=8m L=約650m	
		緑地	A=約975㎡	
	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 事務所 (2) 倉庫 (3) 車庫	
		容積率の最高限度	10/10	
		建ぺい率の最高限度	5/10	
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。	
		工作物の設置の制限	広告物及び看板は、道路境界線より1m以上後退し、地盤面より4m以下とし、美観風致を十分配慮した色彩、形態及び装飾を用いるものとする。	
		建築物の高さの最高限度	10m	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等は、できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。	
かき又はさくの構造の制限	生垣又は透視可能なフェンス等（高さ60cm以下の部分はこの限りではない。）で造られたものとする。ただし、門はこの限りではない。			

「区域は計画図表示のとおり」